

東ヌサトゥンガラ州運輸局通達の発出

令和3年7月19日（総21第101号）
在デンパサール日本国総領事館

- 東ヌサトゥンガラ州運輸局は、7月7日移動規制に関する通達を発出いたしました。
- 東ヌサトゥンガラ州にお住まいの方及び移動の予定がある方は、以下詳細をご確認下さい。

東ヌサトゥンガラ州運輸局通達(550/553.3/286a/VII/2021)抜粋

1. 東ヌサトゥンガラ州へ空路を利用して入域又は出域する者は、最低1回目の接種済みを確認するワクチン接種証明書、検体採取から2×24時間以内のPCR検査の陰性証明書の提示及びe-Hacへの必要情報の入力が必要と求められる。
2. 東ヌサトゥンガラ州域内において空路を利用して移動する者は、最低1回目の接種済みを確認するワクチン接種証明書、検体採取から1×24時間以内の迅速抗原検査の陰性証明書の提示及びe-Hacへの必要情報の入力が必要と求められる。
3. 2021年7月12日～26日の間、海路を利用して東ヌサトゥンガラ州に入域することを禁止する。
4. 東ヌサトゥンガラ州域内において海路を利用して移動する者は、最低1回目の接種済みを確認するワクチン接種証明書、検体採取から1×24時間以内の迅速抗原検査の陰性証明書の提示が必要と求められる。
5. 上記3の規制は物流業者には適用されない。